

第 2 3 号議案

豊川市総合計画審議会条例の一部改正について

豊川市総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

豊川市総合計画審議会条例（昭和 4 6 年豊川市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市総合計画審議会の委員について、委嘱の範囲を拡大するため必要があるからである。